

香川労働局発表

令和3年9月17日

報道関係者各位

担当

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 谷口 美和

室長補佐 塩田 洋司

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

## 「香川県最低賃金」を1時間848円に改正

— 令和3年10月1日より効力発生 —

香川労働局（局長 <sup>まつせたくひろ</sup> 松瀬貴裕）は、令和3年8月23日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 <sup>しばたじゅんこ</sup> 柴田潤子 氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間848円」に改正決定し、令和3年9月1日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月1日（金）より効力が発生します。

別途記者発表を行いますが、香川労働局では、改正された最低賃金額の周知徹底を図るため、香川県最低賃金周知キャンペーンを行うこととしており、その一環として、令和3年10月1日（金）午前8時からJR高松駅前、労働局職員等によるリーフレット等の配布を計画しているところです。

<香川県最低賃金の改正答申の概要>

- 1 適用する地域：香川県全域
- 2 適用する使用者：香川県内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者：上記の使用者に雇用される労働者
- 4 最低賃金額：1時間848円（現行 1時間820円）
- 5 効力発生の日：令和3年10月1日

<経 過>

香川地方最低賃金審議会は、令和3年6月30日に香川労働局長から諮問を受けて、改正に係る審議を重ねてきました。

8月5日に開かれた同審議会において、香川県最低賃金を28円引き上げて1時間848円とすることが適当との答申が行われました。

この答申に対して、8月20日までに異議の申出がなされ、同審議会において、8月23日、異議の取扱いについての審議が行われ、審議の結果、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論に至り、同日、同審議会から香川労働局長へ最終答申がなされました。

これを受け、香川労働局長は、最終答申どおりの内容で令和3年9月1日付けの官報に公示しました。その結果、最低賃金法第14条第2項の規定により、官報の公示から30日後である令和3年10月1日より香川県最低賃金は1時間848円となります。

<参 考>

	時間額	効力発生日
答申内容	848円	令和3年10月1日
現行(A)	820円	令和2年10月1日
引上げ額(B)	28円	
引上げ率	3.41%	$= (B) \div (A) \times 100$

<添付資料>

別紙1 最低賃金制度の概要等

別紙2 香川県最低賃金の推移

別 添 リーフレット

## 最低賃金制度の概要等

### 1 最低賃金制度の概要

#### (1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

#### (2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

#### (3) 最低賃金の決定等

- ① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、
  - ㊶地域における労働者の生計費及び㊷賃金並びに㊸通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、㊶を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。
- ② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。
- ③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。
- ④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

### 2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額820円を28円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。

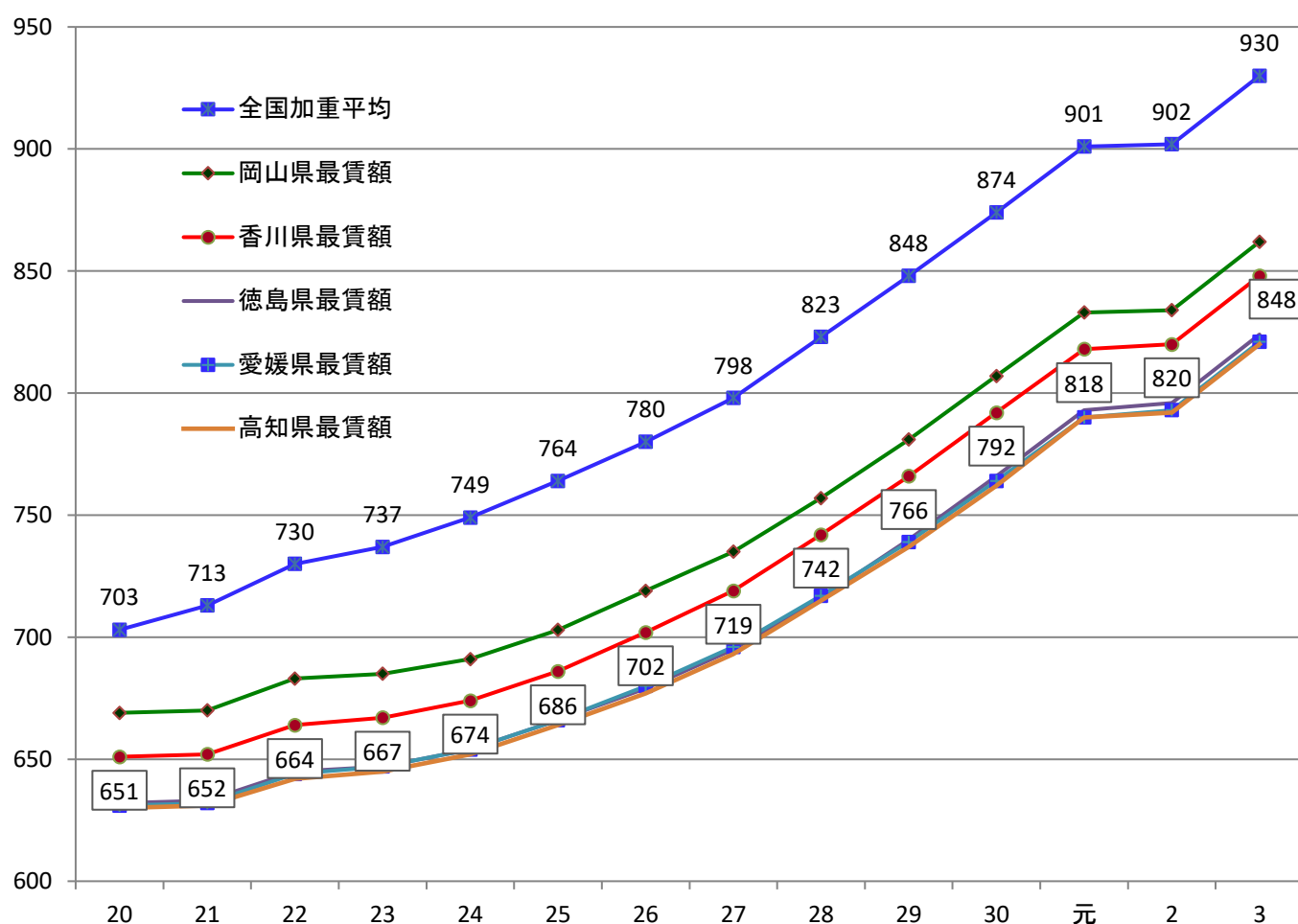
## 香川県最低賃金の推移

香川県最低賃金は令和3年10月1日に時間額848円となる。

四国では一番高いが、岡山県より14円低く、全国加重平均より82円低い。

平成7年度に香川県に適用される目安ランクが、DランクからCランクに見直され、平成29年3月に示された「総合指数」によれば、全国で21番目（Cランクの4/14番目）、最賃額は30番目（Cランクの13/14番目）となっている。

本年度の引上げ額28円は、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。



年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
最賃額(円)	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848
目安上積額	1	1	2	2	3	2	2	1	1	0	1	0	2	0
目安額(円)	10	0	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	0	28
引上額(円)	11	1	12	3	7	12	16	17	23	24	26	26	2	28
引上率(%)	1.72	0.15	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41
発効日	10.2	10.1	10.2	10.5	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
岡山県最賃額	669	670	683	685	691	703	719	735	757	781	807	833	834	862
徳島県最賃額	632	633	645	647	654	666	679	695	716	740	766	793	796	824
愛媛県最賃額	631	632	644	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821
高知県最賃額	630	631	642	645	652	664	677	693	715	737	762	790	792	820
全国加重平均	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930

※ 平成21年度と令和2年度は目安額が示されなかったため、目安額の欄には「0円」と表記している。